

岩手沿岸南部広域環境組合会計管理者の補助組織規則

平成18年 4月21日 規則第4号

改正 平成19年 3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第171条第5項の規定に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合の会計管理者の補助組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計課の設置及び所掌事務)

第2条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課（以下「課」という。）を置く。

2 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現金及び有価証券（以下「現金等」という。）の出納及び保管に関すること。
- (2) 物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 小切手の保管及び振出しに関すること。
- (4) 歳入歳出の収納及び支払いに関すること。
- (5) 支出負担行為の確認に関すること。
- (6) 収入命令及び支出命令の審査に関すること。
- (7) 現金等及び財産の記録管理に関すること。
- (8) 指定金融機関の検査等に関すること。
- (9) 出納検査に関すること。
- (10) 歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること。
- (11) 出納員その他の会計職員に関すること。
- (12) 決算の調整に関すること。
- (13) その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

(課長)

第3条 課に課長を置く。

2 課長は、会計管理者の命を受け、所属職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。

(課長補佐等)

第4条 課に課長補佐、係長、主任及び主事を置くことができる。

2 課長補佐、係長、主任及び主事の事務分担は、課長が定める。

(公印の種類等)

第5条 公印の種類等は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第6条 課長は、公印台帳を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

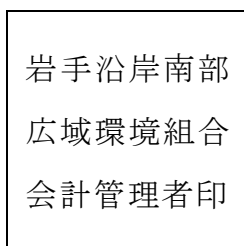
附 則 (平成19年3月30日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

公印の種類	ひな形	書体	規格(mm)	使用区分	保管者	印材 個数
会計管理者印	(1)	てん書	方24	会計管理者名をもって 発する文書	会計課長	木印 1
会計課長印	(2)	〃	方21	会計課長名をもって 発する文書	〃	〃

(1)



(2)

